

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 3号

発行 07年11月1日

定期総会に備え活動方針・予算など原案が決まりました

11月11日の第1回定期総会に提案する活動方針など原案が出来ました。総会では①原告募集など経過報告と会計決算報告、②原告団の規約③役員の選出④訴状内容の提案(弁護士)⑤初年度の活動方針⑥初年度の会計予算(07年9月～08年12月)⑦総会宣言などの議案を審議します。

このうち経過報告と活動方針について原案をお知らせします。ぜひ一読を願い原告団がめざす活動への理解を頂きたいと思います。なお、当日は総会終了後に弁護団を交えて原告交流会を行います。傍聴者を含め多数参加されるよう呼びかけます。

第四次訴訟団立ちあげまでの経過

1、実行委員会の設置

- 第三次訴訟の判決(06年7月)で「厚木基地の爆音は違法状態にあり、国が厚木基地の被害解消にむけて本腰をあげて真摯な対応を取っているようにはうかがえないと」の判断が示され、原告に対し40億円余の損害賠償が支払われた。
- しかしその後も爆音は一向に止まることなく続々周辺住民のいらいらや怒りは募り募っている状況にある。
- こうした状況のなかで、厚木爆同は、昨年8月の執行委員会で、「第三次に統いて第四次訴訟を起こそう!、黙っていれば爆音を認めた事になる」という決議を行い、10月に実行委員会を結成した。
- 実行委員会は、新たに爆音被害地域になった藤沢、町田市を含め35名の委員で構成、実行委員長には第三次訴訟で事務局長の任を担った藤田栄治氏と事務局長に爆同書記長の大波修二氏を任命した。

2、実行委員会・専門部の活動

- 実行委員会は、原告募集をはじめ一連の準備をすゝめるため情宣部、組織部、総務部の専門委員会をつくり、それぞれ行動を分担し活動に入った。
- 情宣部は①各行政区別に原告募集の情宣ビラを約17万枚をつくり募集活動に備え②また宣伝カーを配置し街頭宣伝活動、マスコミ対策など一連の行動を企画した。
 - 組織部は①原告募集、市民情宣活動の任を担い、本年2月～5月にかけて連日の行動の指揮をとった。
②また地域組織づくりでは、藤沢(茅ヶ崎)、町田の組織化に力を入れ新しい仲間づくりをめざした。
③組織体制は、12支部(内大和6支部)ブロック体制を決め、役員、ブロック長の掘り起こしに努めた。
 - 総務部は、①弁護団との連絡調整事務をはじめ、②原告入会手続き、提訴に必要な書類(原告名簿作成)の整理作業、③会計予算・財務関係と規約の作成など膨大な事務作業を担ってきた。

3、弁護団の活動

- 弁護団は、第三次訴訟の弁護士が中心になり、新しい弁護士を含め25名で弁護団を形成、団長に中野新氏、事務局長に石黒康仁氏を、その他副団長、事務局次長など主要な部署を決め、所定の準備をすゝめてきた。
- 特に四次訴訟では、原告団と協議し、三次訴訟では見合せた飛行差止め要求を民事訴訟、行政訴訟の両面から起こし正面から爆音解消に立ち向う、画期的な戦術で挑むことを決め、その準備を急いだ。
- また、原告集会や原告説明会にも積極的に参加するなど、原告団の活動の一翼を担ってきた。

お詫び

ニュース第2号で爆音抗議先の電話番号を
入力ミスにより関係者に多大な迷惑をおかけ
したことをお詫び申し上げます。
正しい番号は046-261-4332
防衛省南関東防衛局座間防衛事務所です。



4、結団式について

- 第四次訴訟の大まかな構想も決まり、原告の募集活動も一定の見通しも立った9月1日、330名の原告を集めて決起集会をかねた結団式を行った。
- この結団式で四次訴訟の団長に藤田栄治氏、事務局長に斎藤英昭氏(爆同書記次長)を内定、今後の諸行動は、団長、事務局長を中心にしていくことになった。
- また、団の運動の基礎となる規約について提案した。

5、原告募集の集計状況と今後の対応

- 原告募集の集約状況は10月末日現在で2545世帯7134名を数え一応当初目標は達成した。しかし、その後センター外居住者で辞退を願ったもの、申し込みはしたが入会手続きを行わなかったものも相当数あり、提訴日の人員は大きく目減りする状況になった。
- この手続きを済ませない人については、将来問題にならないよう再度確認のための作業を行い追加提訴など処置をとります。
- 特徴的なことは新たな申込者(原告)が全体の半数以上を示していることであり、一般市民の間に爆音被害に対する意識が広がっていることを伺わせる情報だ。新しい原告への対応を含めた組織運営を特に大切にする必要があります。

6、提訴にむけた書類整備について

- 原告入会説明会を経て提出願った書類に大量に不備なものがありました。事務局は、その整理作業に忙殺されたが、ようやく提出された分については一部を除き、12月提訴に間に合わせる見通しとなりました。地域役員たちの協力を感謝します。

7、実行委員会の財政問題について

特別会計報告で詳細に報告しますが、第四次爆音訴訟を起こすにあたっての資金については、厚木爆同から借用し、対応してきました。爆同にはこの他にも物心両面にわたる協力を得てきたことを感謝の意を込めて報告いたします。

この借入金は、第四次訴訟終了時に返済することになります。総会の場でご確認を得たいと思います。

以上、第四次訴訟団立ち上げまでのあらましの経過について報告しました。

本総会をもって、実行委員会の任務は終了し、あとは訴訟団の新役員に運動を引き継いでいただくことになります。

弁護団、役員、そして全原告団の団結で第四次訴訟の勝利を勝ちとっていくことを誓いあいたいと思います。

第1回原告団代議員総会＆原告交流会

日 時：11月11日(日)午前9時30分～

と こ ろ：大和市保健福祉センター

総会は代議員制ですが傍聴も大歓迎です

※なお、12時より会場をかえ隣の
勤労福祉会館で弁護団を交え原告
交流会を行います(会費500円です)
総会・交流会いずれも・傍聴・参加
大歓迎です。積極的にご参加下さい。



《初年度の活動方針》(案) (07年9月~08年12月)

【第四次訴訟団がめざす運動の理念】

私たちの第四次厚木爆音訴訟団がめざす目標は規約3条に示していますが、厚木基地の爆音被害を根絶するため、国や米軍らに対し、飛行差止めと被害賠償を求める裁判を通して、平和で静かな空を実現させることにあります。

私たちはこの運動の理念を大切にし、裁判の勝利と合わせ基地反対、平和への運動を積極的に取り組んでいきます。

【初年度の具体的な活動】

1、訴訟団の組織と社会的な役割

- (1) 12月17日、第四次訴訟団は、横浜地方裁判所に飛行差止めと、爆音被害賠償を求め提訴します。提訴原告は6140名 2138世帯過去3年分の賠償請求額は現在算出中です。
- (2) このほか、書類の不備などで、第1回提訴に間に合わなかった原告及びその後の申込者が相当数あります。これらの原告予定者は明年3月を目途に追加提訴を行います。
- (3) 追加提訴を想定すると、第四次訴訟団は7000名を超えるこれまでにない最大規模の組織になります。それだけに、私たちの裁判は、全国的にも大きな関心を集め一大闘争になります。私たちはこの裁判のもつ意義と、社会的な役割をしっかりと自覚し裁判終結まで全原告の力を合わせ頑張り抜きたいと思います。
- (4) なお、今回の裁判で新たに取り入れた飛行差止め請求者は行政訴訟・民事訴訟100名程度を予定、11月末までに確定させます。

2、組織を強め相互の信頼を高めるために

組織は人の和によって築かれます。訴訟団は爆音被害を無くすことに賛同し、自主的に参加した一般市民が集まつた団体です。こうした組織は人と人が信頼感で結ばれ、お互いの連帯を強めていくことがとりわけ重要です。このため原告団は次の事項に取り組んでいきます。

- 1) 支部、ブロック組織の活動を強化します。
第四次訴訟団は12支部〇〇ブロック体制で運営します。原告団の活動を支える母体は、各支部・ブロック活動にあります。地域役員は原告との対話活動などを通じ、相互の信頼関係をつづめ一人一人が行動参加への意識を高めるよう努めます。
- 2) 原告交流会の実施
本部は年一回裁判の推進状況や、基地の情勢、運動の経過などを対話を通じて原告の意識の高揚を図ることを目的に弁護団を交えた原告交流集会を開きます。
また、地域にあっても自主的に、地域原告集会を行うよう努めます。
- 3) ブロック長会議・学習討論会の実施
原告との接点となるブロック長の学習討論会を定期的に行います。特に本年は初年度ですので、第三次訴訟団が残した、「厚木基地平和利用研究会」の協力を得て、一泊二日の合宿による学習討論会を行います。具体的な内容については情宣担当者が企画しますが
 - ①厚木基地の状況とこれまでの爆同の運動の歴史。
 - ②米軍基地再編と厚木基地の将来。などを学習し、
 - ③裁判の進行状況と各地域の運動の経験交流などの討論会を想定しています。なお、役員、ブロック長に限定せず、希望者も参加できるよう検討します。

3、裁判に係わる諸行動

裁判は法廷だけの闘いではなく、原告が爆音の解消をめざして日常的に運動を進めている姿勢を裁判所に示していくことも重要です。弁護団と相談しながら、つぎの諸行動に取り組んでいきます。

1、提訴日までの市民アピール行動

本総会終了後、提訴日まえに平和運動センター・県央共闘会議合同で1000名規模の、爆音抗議と裁判勝利アピール市民行動を起こします。

2、提訴日の行動

- (1) 12月17日の提訴日には、300名以上の原告を集め、横浜地裁前で、厚木基地の実態、被害状況、そして飛行差止めと、被害賠償を求める私たちの訴えを大きくアピールします。原告の皆さんのが積極的な参加を今から呼びかけます。
- (2) また、提訴したのち日を改めて市民宣伝活動を行います。

3、裁判・公判の傍聴行動

提訴したのち数ヶ月後に第1回公判が開かれ、その後公判は断続的に行われます。法廷では数名の原告が意見陳述を行うことになります。意見陳述者は弁護団と相談し決めます。公判には、私たち原告の熱意を示すためにも傍聴席をいっぱいに埋め尽くす意気込みが必要です。各地域役員、ブロック長の指示に従い行動に参加して頂きます。

4、爆音監視・記録測定・抗議集会など

NLPが強行実施される時期には、基地滑走路南北の地点で、テント村をつくり、爆音監視・記録測定及び抗議の原告決起集会を実施します。この記録測定は裁判の有効な証拠書類になります。また、抗議集会は市民の怒りを示すアピール行動です。圧倒的多数の原告で、この行動を成功させましょう。

5、爆音カレンダーの取組み

横須賀に米空母が帰港し、厚木基地で艦載機が頻繁に訓練を繰り返す時期の20日~30日間、各支部別にグループをつくり、爆音カレンダー活動を起こします。原告の手で爆音の実態を把握し、市民運動などに活用するとともに裁判の証拠書類として生かしていきます。

6、関係機関への抗議と自治体との連携

- (1) 150万の住民が生活する人口密集地の上空で、米軍機や自衛機が無謀極まりない訓練を繰り返している事態は、世界に例のない異常なことです。私たちはことあるたびに、政府関係機関(外務省・防衛省・南関東防衛施設局)や米軍司令官に対し抗議の行動を起こします。
- (2) また神奈川県をはじめ、町田市を含めた関連地方自治体に対して、爆音解消にむけ、積極的に国に働きかけるなどの要請行動も行っています。特に基地再編問題が起こっている今、地方自治体との連携は重要な時期にあります。関連自治体との連絡を重視していきます。

4、関連団体との連帶

国内には沖縄・岩国をはじめ、全国各地で反基地平和の運動をすゝめている市民団体が無数にあります。私たちはこれら全国の市民団体との連帯を大切にしていきます。

特に沖縄に次ぐ基地県神奈川の運動は全国の中心的な役割を担っています。四次訴訟団は、厚木基地と直接関わりを持つ次の関連団体と緊密な連携をとり、必要な活動に参加していきます。

1、厚木基地爆音防止期成同盟(厚木爆同)

厚木爆同とは緊密な連携をとり運動を共にします。

2、神奈川平和運動センター

神奈川の平和運動の中心的な役割を担い厚木爆同や三次訴訟の運動を積極的に支え行動を共にしてきました。

四次訴訟団は組織加盟を行い、必要な運動に参加していきます。

3、原子力空母の母港化に反対し基地のない

神奈川をめざす県央共闘会議(基地撤去をめざす県央共闘)組織名が表すとおりの運動体です。厚木基地・キャンプ座間・相模補給廠をもつ県央地域で運動を続けています。

組織の責任者は厚木爆同が担い、また所在地も爆同事務所です。四次訴訟団はこれにも組織加盟を行い、厚木基地問題を中心に運動に参加していきます。

4、幅広い市民運動に

私たちの裁判闘争は、厚木基地の爆音被害に苦しむ周辺住民の全体を代弁した闘いでもあります。

私たちの運動の輪をひろげるために、街宣活動など有効な行動を起し、市民との連帯を深めるよう努めています。

【まとめ】

以上、初年度の活動方針について提起しました。7000名を超す、さまざまな市民が集まつた組織です。そして、国家権力を相手にした裁判闘争です。組織の運営面においても、裁判の進行面においても予期せぬ事態もしばしば起きると思いますが、全原告が「平和で静かな空を取り戻そう」とする運動の理念をしっかりと守り、裁判勝利の展望を切り拓いていきたいと思います。

原告の皆さんの協力を訴え方針提起とします。